研究紀要

1982

財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団

目　　次

縄文中期土器群の再編

谷井　彪、宮崎朝雄、大塚孝司、鈴木秀雄
青木美代子、金子直行、細田　勝 ……（１）

女影系瓦の一試論　　高橋一夫 ……(138)

国を越える同笵瓦に関する一考察

昼間孝志 ……(146)

女影系軒丸瓦の一試論

高　橋　一　夫

はじめに

私達は最近県内の古代寺院及び古瓦の調査に参加し、『埼玉県古代寺院跡調査報告書』としてまとめたが、その作業の中で女影廃寺軒丸瓦の系譜を引く瓦が県内に広く分布することが明らかとなった。女影廃寺の創建瓦は茨城県新治廃寺の軒丸瓦と同笵関係にあり、そして女影廃寺の軒丸瓦は県内の主要複弁8葉蓮華文軒丸瓦の成立に大きな影響を与えている。女影廃寺は新治廃寺と同笵関係にあることから、年代は8世紀第1四半期が考えられ、おそらく高麗郡設置（716年）に伴い建立された寺と考えてよいだろう。そして、女影廃寺の創建瓦がその後の県内の軒丸瓦に与える影響を考えた時、高麗郡の設置は単に東国各地の高麗人を移住させれるためだけのものではなく、律令体制支配の確立、そのための北武蔵における地方行政機構整備のために、そのモデルとして高麗郡が設置されたのではないかと言う見解を提示した(高橋　1982)。現在もこの考えに変わりはないが、ここで再度女影廃寺系軒丸瓦（以下女影系瓦）と分布を検討し、その歴史的背景を考えて行くことにしたい。

1　女影系軒丸瓦

女影系瓦とは、複弁8葉で、女影廃寺創建瓦に見られる面違い鋸歯文が、A交叉鋸歯文に、B交叉波状文に、C線鋸歯文に変化した3タイプのものを言う（坂野和信　1982)。

A系統のものは、西戸丸山窯タイプのもので、外区は女影廃寺創建瓦同様内傾し、そこに交叉鋸歯文が配されている。B系統のものは、勝呂廃寺タイプのもので、内傾する外区に交叉波状文を配している。C系統のものは、金草窯タイプのもので、直行する周縁の内壁に線鋸歯文を巡らしている（第1図)。そして、これら3タイプの瓦は8世紀の第2四半期に位置づけることができる。

2　女影系瓦の分布

A系統の瓦は西戸丸山窯で焼かれ、小用廃寺、大久保領家廃寺に供給されている。つまり、このA系統の瓦は比企郡と足立郡に分布している。

B系統の瓦は勝呂廃寺から出土している。そして、勝呂廃寺のものをひとまわり小さくしたものが寺山遺跡から出土している。この系統の瓦は入間郡、榛沢郡に分布を見ることができる。

C系統の瓦は金草窯で焼かれ、城戸野廃寺、馬騎の内廃寺、岡遺跡から出土している。また、この系統の瓦は国を越えて、上野国分寺、高崎市浄土ケ原遺跡、藤岡市山王久保遺跡からも出土して

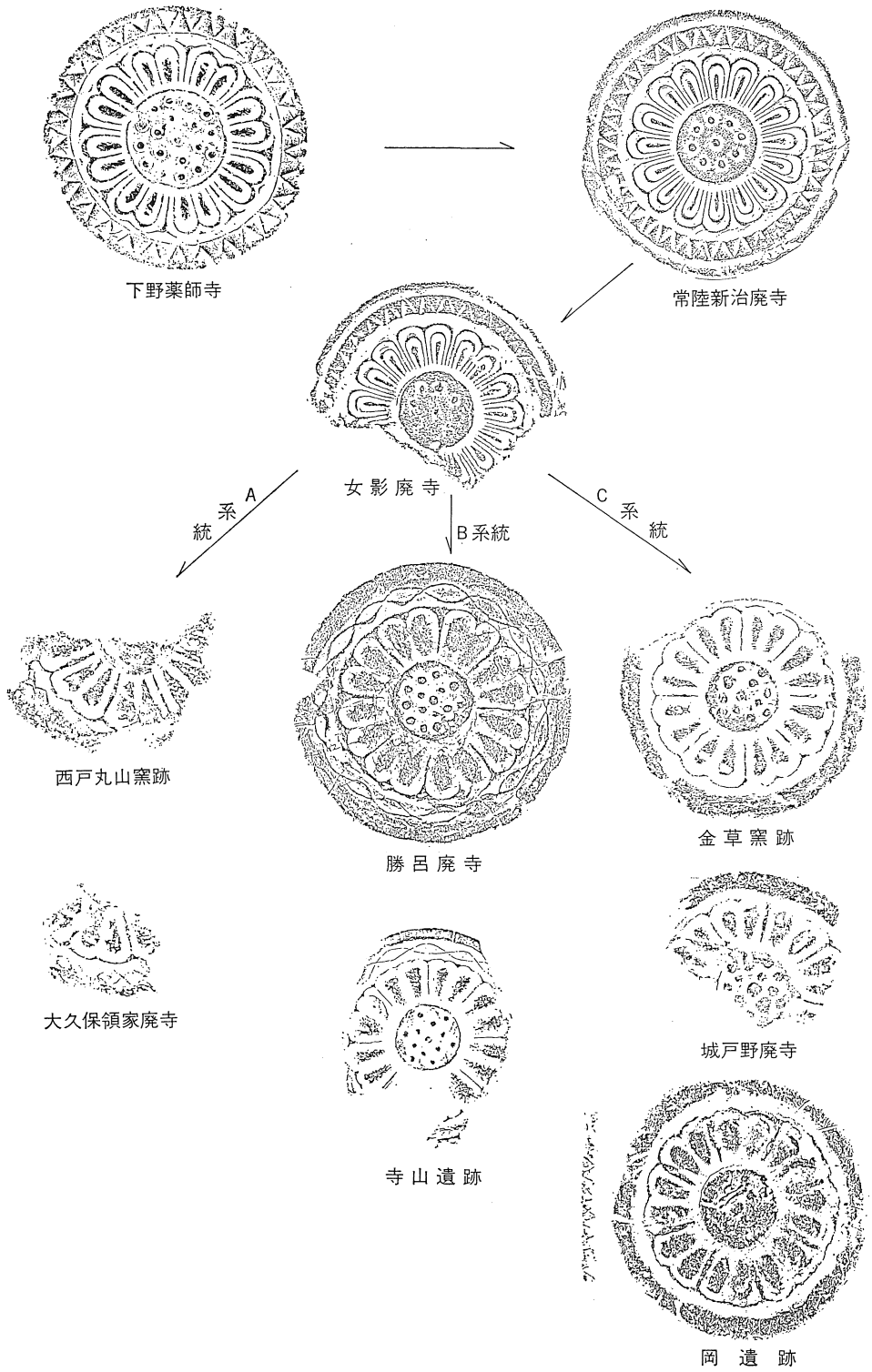
下野薬師寺
常陸新治廃寺
女影廃寺
A系統
B系統
C系統
西戸丸山窯跡
勝呂廃寺
金草窯跡
大久保領家廃寺
寺山遺跡
城戸野廃寺
岡遺跡

第1図 女影系軒丸瓦

おり、賀美郡、榛沢郡をはじめ上野国にも広く分布していることがわかる（第2図）。

北武蔵の古代寺院で8世紀の第2四半期に創建されたものとして、城戸野廃寺、五明廃寺、大仏廃寺、小用廃寺、大寺廃寺、大久保領家廃寺、岡遺跡が知られており、そのうち半数の寺院が女影瓦をもって創建瓦としている。このように女影廃寺の軒丸瓦は北武蔵の主要寺院に大きな影響を与えている。

3　分布の意味すのもの

女影廃寺の瓦は笵のくずれが見られないところから、新治廃寺の造営中に笵の一部がもたらされたと考えてよいだろう。また、国を越えての笵の移動については国家が関与していると考えられているところから（森　郁夫　1974、岡本東三　1974）、高麗郡の設置の背後には極めて高度な政治的判断が存在していたと見ることができる。

701年の大宝律令の制定により、一応律令体制の完成を見るが、この支配を貫徹するためには当然地方における行政機構の整備が必要となってくる。8世紀初頭は各地に郡衙が出現する時期であり、高麗郡の設置は8世紀初頭の政治状況の中で考えるべきであり、先述したように高麗郡設置の目的は北武蔵の地に地方行政機構のモデルを示すことにあった考えることができるる。

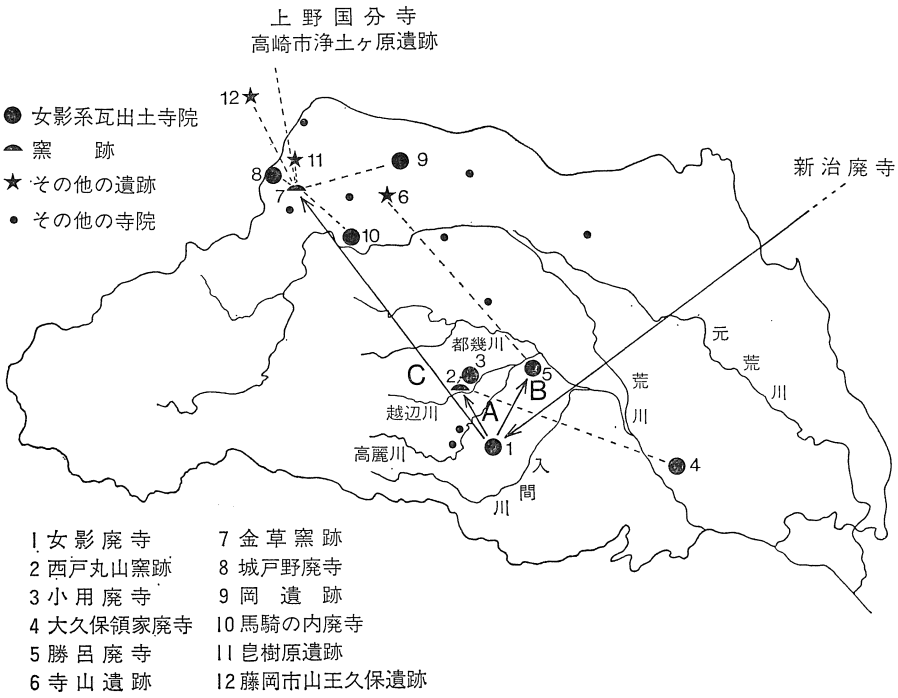

第2図　女影系瓦分布図

高麗郡には女影廃寺の他に大寺廃寺、高岡廃寺が存在する。大寺廃寺は女影廃寺造営直後に建立されたと考えられ、創建瓦は平城宮出土軒丸瓦6225型式（721～745年）に酷似するものである（藤原高志　1982)。大寺廃寺は同じ郡内にありながら、女影廃寺の系譜を引く瓦を使用していないことは注目でき、女影系瓦を創建瓦としている寺院の性格を考える上に大きな示唆に富んでいる。

大寺廃寺は高麗氏の氏寺と考えられ、北武蔵では珍らしく平城宮系の瓦を創建瓦としている。高麗氏一族の中で忘れてならない人物に高麗福信がいる。大寺廃寺創建期の8世紀第2四半期という時期は、福信が天平10（738）年には従六位上から外従五位下、天平11（739）年従五位下、天平15（743）年正五位下、天平20（748）年正五位上、天平勝宝1（749）年従四位下といったように、とんとん拍子に出世する時期である。そして、最後には従三位となっており、地方豪族としては異例の出世を遂げている。大寺廃寺より時代は下るが、武蔵国分寺に見られる平城宮系の軒平瓦について、有吉重蔵氏はその文様意匠の導入には高麗福信が深く関与していたのではないかと論述している(有吉　1982)。大寺廃寺は天平10年代には完成していたと見ることができる。大寺廃寺の平城宮系瓦の採用の背後には、武蔵国分寺同様福信がその背後に存在していたものと思われる。高麗氏の氏寺の造営にあたり、一族のために福信が力添えをしたとしても決して不思議ではない。

大寺廃寺の創建と時を同じくする天平10年代には、女影系瓦を創建瓦とする寺が次々に建立される。まず、A系統の寺院跡から検討して行こう。

大久保領家廃寺は足立郡内にある。同郡では鴨川流域にいくつかの瓦の散布地が認められるが（青木忠雄　1971)、その中でも大久保領家廃寺は出土瓦から見ると有力な寺院であったことを窺わせる。また、当時の足立郡には丈部不破麻呂（武蔵宿称不破麻呂）が存在していた。不破麻呂は天平宝子8（764）年、恵美押勝追討の功により正六位上から外従五位下に叙せられており、文献に見える最後の記録が宝亀4（773）年佐衛士員従五位上であり、高麗福信が延暦8（789）年に薨じているので、二人はほぼ同時代に生きた人物と見ることができよう。足立郡衙がどこに存在するかは現在不明であるが、後述するように女影系瓦は郡衙と伴う寺に使用される例が多いことから、大久保領家廃寺もその可能性が強い。青木氏はすでに鴨川流域の「古瓦出土の各遺跡は、武蔵宿禰一族が営んだ足立郡家またはその関連の建築跡・寺院跡と考えられ、大久保領家廃寺は、その氏寺として創建した寺院跡そして郡寺の跡である可能性がある」（青木　1971）と述べている。支持できる見解である。不破麻呂が外従五位下になった時に高麗福信は武蔵守となっており、その翌年の天平神護1（765）年には従三位となっている。そして、不破麻呂は神護景雲1（767）年12月に武蔵宿禰の姓を賜い、同月武蔵国造という尊称をもらう。神護景雲3（769）年6月には上総員外介、8月には従五位上となり、福信はその翌年の宝亀1（770）年に造宮卿従三位で武蔵守を兼ねている。

このように不破麻呂が活躍した背影には、高麗福信の引立てがあったのではないかと推察されるのである。大久保領家廃寺が女影系瓦を採用した背影には、それが単に郡寺としての性格を持つからだけでなく、武蔵宿禰一族と福信との、強いては不破麻呂と福信との個人的結びつきがあったのではないかと思われるのである(註1)。

B系統の瓦は勝呂廃寺が採用している。勝呂廃寺は7世紀後半代の創建で、飛鳥寺系の瓦を創建瓦としている。今日のところ勝呂廃寺に対比できる寺院跡は入間郡内には見い出せない。また、勝

呂廃寺は古墳群等との関連から当地方の有力豪族による造営と見ることができる。

さて、入間郡内の有力氏族として物部一族（入間宿禰）がいる。その中でも物部直広成は中央で活躍し、正史に記録を留めている。ここでその足跡を簡単に追ってみよう。物部直広成は神護景雲2（768）年、つまり丈部不破麻呂が武蔵宿禰を賜い、武蔵国造となった翌年、正六位上で入間宿禰の姓を賜い、福信が弾正伊となった元応1（781）年、征夷の労によって外従五位下に叙せられている。その後広成は武人として活躍し、延暦1（782）年大伴宿禰家持の下で鎮守将軍介となり同3（784）年には同じく持節征東将軍大伴宿禰家持の下で軍監となり、同7（788）年近衛将監、征東副使、同9（790）年従五位下、そして常陸介となり、同18（799）年造東大寺次官が記録の最後となる。高麗福信の死後に造東大寺次官となっていることから、福信や不破麻呂よりやや後出の人物であったことが推測できるが、三人はほぼ同時代に生きた人物と見てよいだろう。

勝呂廃寺は入間郡において有力な寺院であり、さらに物部直広成の一族も入間宿禰となっているところから、入間郡の有力氏族であったことに間違いはない。これらのことから勝呂廃寺は入間宿禰一族によって造営された可能性が強い。

入間郡衙跡の所在地は現在不明である。若葉台遺跡あるいはその周辺に郡衙跡が存在するとすれば、勝呂廃寺は8世紀の第2四半期に郡寺的性格を持つ寺院になっていったのではないかと思われる。また、若葉台遺跡が入間宿禰一族の館となると、勝呂廃寺は氏寺としての性格を長く持っていたとも考えなければならない。そのいずれにしても勝呂廃寺は入間郡の有力寺院であったことに変わりはない。

入間宿禰広成が中央で活躍するひとつの契機として、武蔵宿禰不破麻呂と同じく高麗福信の引立てがあったのではないだろうか。そして、勝呂廃寺が女影系瓦を採用する背影には、大久保領家廃寺と同様に高麗福信との結びつきを想定せずにはいられない。

寺山遺跡からはB系統の瓦をやや小さくしたものが出土している。年代的には勝呂廃寺のB系統の瓦と同様8世紀第2四半期と考えてよいだろう。寺山遺跡は窯跡と言われているが、寺山と言う地名から近くに寺院跡の存在が想定できる。寺山遺跡は榛沢郡にあり、周辺の寺院跡等からはC系統の瓦が出土するのに対し、B系統の瓦を出土することは注目される。この地方の古代氏族は文献から探ることはできないが、勝呂廃寺系の瓦の影響下にあることから、入間宿禰一族と何らかの関係のあった氏族の存在が比定できる。

最後にC系統の瓦について検討したい。A系統の交叉鋸歯文、B系統の交叉波状文は視角にうったえるのに対し、C系統の線鋸歯文は周縁内壁にあるため、正面からはほとんど見ることができない。また、垂直の内壁にあるため粘土の押えが不充分のためか、すべての瓦に線鋸歯文を見ることはできない。

C系統の瓦を出土する城戸野廃寺は賀美郡と児玉郡との境にあり、そのどちらに属すかは微妙である。先の『埼玉県古代寺院跡調査報告書』では賀美郡の寺院としながらも、「金草窯は児玉郡の窯内でありながら、郡内に供給先がないという不自然さもあり、児玉郡内の寺院ではなかったかという危惧もあるため、児玉郡の可能性も残しておきたい」と述べた。賀美郡にはもうひとつ五明廃寺が存在する。五明廃寺の瓦は上野国上植木廃寺、寺井廃寺と同笵関係にあり、上野利根川左岸の

勢力との密接な結びつきを想定させる。一方、城戸野廃寺は上植木系の「米」字状叩きは存在するが、軒丸・平瓦は出土しておらず、上野国でも利根川右岸の遺跡と同笵関係が認められる。

城戸野廃寺はその後、上野国緑野郡に移されていると伝えられていることから、城戸野廃寺の造営には利根川右岸の勢力が深くかかわっていたのではないかと考えられる。また、このことがC系統の瓦が上野国分寺の創建瓦に使用された原因かとも考えることができる(註2)。

岡遺跡（岡廃寺）は榛沢郡の中心地にあり、周辺の遺跡からして郡寺の可能性が強い。また、那珂郡の大仏廃寺からは、C系統の瓦の複弁を画す線を除いた単弁16葉蓮華文瓦が出土している。この瓦は女影廃寺の瓦から見れば孫的存在である。これと同じものが岡遺跡（廃寺）からも出土している。大仏廃寺から採集されている瓦は少なく、その全貌を知ることはできないが、郡寺と考えられる。このようにC系統の瓦は郡寺と考えられるところから多く出土している。その他C系統の瓦は馬騎の内廃寺の第Ⅱ期に採用されている。

ま と め

女影廃寺系の瓦は3タイプ存在する。A・B系統の瓦は高麗福信との結びつきによって、大久保領家廃寺、勝呂廃寺に採用された。また、C系統の瓦は、高麗郡の設置が北武蔵において郡衙機構のモデルを示すという一面を持っているため、県北の各郡が郡衙を整備する際に、北武蔵最初の郡寺としての女影廃寺の瓦をモデルとして造り出されたものである。A・B系統の瓦も福信との関係が強いが、基本的には郡寺としての女影廃寺の影響下に成立したことは明らかである。女影廃寺へ成立後、その系統の瓦が広く分布し、郡寺にも採用されていることを見ると、高麗郡設置の目的は充分果していると言えよう。現在、県内では郡衙遺構は確認されていないが、女影系瓦の分布からおそらく8世紀の第2四半期には続々と郡衙が整備されていったことを窺わせる。

関 係 史 料

和銅3年（709）	この頃高麗福信生れる
霊亀2年（716）	以二駿河　甲斐　相模　上総　下総　常陸　下野七国高麗人千七百九十九人一遷二于武蔵国一　始置二高麗郡一焉
天平10年（738）	従六位上背奈公福信授二外従五位下一
〃 11年（739）	授二外従五位下背奈公福信従五位下一
〃 13年（741）	国分寺造営の詔
〃 15年（743）	5月　従五位下背奈王福信並正五位下 6月　正五位下背奈王福信為レ亮（春宮亮）
〃 19年（747）	正五位下背奈・福信　外正七位下背奈・大山　従八位上背奈・広山等八人　賜二背奈王姓一
〃 20年（748）	正五位下背奈王福信正五位上

天平勝宝1年（749）	7月　正五位上背奈王福信従四位下
	8月　中衛少将従四位下背奈王福信並為二兼少弼一（紫微少弼）
	11月　従四位下背奈王福信従四位上
〃　2年（750）	従四位上背奈王福信「守」等六人　賜二高麗朝臣姓一
	令竪子等令写大般若経一巻宜知此心誂書上品　令写枚送具功届者　験了告　及経新長麻紙□張　付授刀物部広成
〃　4年（752）	大仏開眼
〃　8年（756）	この頃従四位上高麗朝正福信は武蔵守となる
天平宝子1年（757）	従四位上高麗朝臣福信正四位下
〃　4年（760）	正四位下高麗朝臣福信為二信部大輔一
〃　6年（762）	正四位下高麗朝臣福信内匠頭
〃　7年（763）	正四位下高麗朝臣福信為二但馬守一
〃　8年（764）	9月　恵美押勝の乱にあたり　押勝が近江に逃げ　遣二精兵数十一而入二愛発関一
	授刀物部広成等拒而却レ之　押勝進退矢レ拠
	10月　詔加二賜親王大臣之胤及預レ討二逆徒一諸氏人等位上階（中略）正六位上丈部直不破麻呂外従五位下
天平神護1年（765）	正四位下高麗朝臣福信並授二従三位一
神護景雲1年（767）	3月　始置二法王宮職一　以二造宮卿但馬守従三位高麗朝臣福信一為二兼大夫一
	8月　外従五位下丈部直不破麻呂為二下総員外介一　近衛員外少将如レ故
	12月　武蔵国足立郡人外従五位下丈部直不破麻呂等六人賜二姓武蔵宿祢一　外従五位下武蔵宿祢不破麻呂為二武蔵国国造一
〃　2年（768）	武蔵国入間郡人正六位上勲五等物部直広成等六人賜二姓入間宿祢一
〃　3年（769）	6月　外従五位下武蔵宿祢不破麻呂為二上総員外介一
	8月　授二外従五位下武蔵宿祢不破麻呂従五位上一
宝亀1年（770）	造宮卿従三位高麗朝臣福信為二兼武蔵守一
〃　4年（773）	佐衛士員従五位上武蔵宿祢は修理佐保川堤使に任じられる
	初造宮卿従三位高麗朝臣福信専二知造一作楊梅宮一　至レ是宮成　授二其男石麻呂従五位下一
〃　7年（776）	造宮卿従三位高麗朝福信為二兼近江守一
〃　10年（779）	従三位高麗朝臣福信賜二姓高倉朝臣一
元応1年（781）	従三位高倉朝臣福信為二弾正伊一
	入間宿祢広成外従五位下　並賞二征夷労一也
延暦1年（782）	春宮大夫従三位大伴宿祢家持為二兼陸奥按察使鎮守将軍一外従五位下入間宿祢広成為レ介
〃　2年（783）	弾正伊従三位高倉朝臣福信為二兼武蔵守一
〃　3年（784）	従三位大伴宿祢家持為二持節征東将軍一（中略）外従五位下入間宿祢広成（中略）並為二軍監一
〃　4年（785）	弾正伊従三位兼武蔵守高倉朝臣福信上レ表乞レ身優　詔許レ之　賜二御杖并衾一

〃 7年（788）　　2月　外従五位下入間宿祢広成為二近衛将監一

　　3月　外従五位下入間宿祢広成並為二征東副使一

〃 8年（789）　　散位従三位高倉朝臣福信薨　福信武蔵国高麗郡人也　本姓背奈　其祖福徳属二唐将季勣拔二平壌城一　来二帰国家一　居二武蔵一焉　福信即福徳之孫也　小年随二伯父背奈行文一入都　時与二同背一晩頭往二石上衢一　遊戯相撲　巧用二其力一　能勝二其敵一　遂聞二内裏一　召令レ待内竪所一　自レ是著レ名　初任二右衛士大志一　（中略）　薨時年八十一年

〃 9年（790）　　2月　外従五位下入間宿祢広成従五位下

　　3月　従五位下入間宿祢広成為二常陸介一

〃 18年（799）　　従五位下入間宿祢広成為二造東大寺次官一

註

註1　小用廃寺は大久保領家廃寺と同笵関係にあるが、採集された瓦は少なく、さらに場所も定かでないので、今日は検討を保留しておきたい。

註2　C系統の瓦は上野国分寺の創建瓦に採用されていることからもわかるように、長い間同じ笵が使用されていた。また、初期の瓦にも笵のくずれや割れが見られることから、一時期に多量の瓦が焼かれたことを窺わせる。

引　用　文　献

青木忠雄（1971）　『埼玉県鴨川流域の布目瓦出土遺跡に関する予察』　浦和考古学会

有吉重蔵（1982）　「武蔵国分寺出土の平城宮系瓦について」『東京考古1』　東京考古談話会同人

岡本東三（1974）　「同笵軒平瓦について—下野薬師寺と播磨溝口廃寺—」『考古学雑誌60—1』

高橋一夫（1982）　「古代寺院成立の背景と性格」『埼玉県古代寺院跡調査報告書』　埼玉県史編さん室

坂野和信（1982）　「北武蔵における古代瓦の変遷」『埼玉県古代寺院跡調査報告書』　埼玉県史編さん室

藤原高志（1982）　「日高町大寺廃寺」『埼玉県古代寺院跡調査報告書』　埼玉県史編さん室

森　郁夫（1974）　「土器と陶器と瓦」『古代史発掘10』　講談社

研　究　紀　要

1982

昭和57年12月20日　印刷

昭和57年12月25日　発行

発　行　財団法人　埼玉県埋蔵文化財調査事業団

印　刷　株式会社　誠　美　堂　印　刷　所